

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
<u>1－3 規則第1条第3項の規定の適用については、次の点に留意する。</u> <u>1 規則第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。</u> <u>(1) 当該企業会計の基準を定めるに当たっては、内容が明確なものとして企業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、一般に公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。</u> <u>(2) 当該企業会計の基準を定める場合は、当該企業会計の基準の公表が行われた日の翌日から180日以内（金融庁長官が当該手続を行うために必要と認めて延長する場合は、当該延長する期間を含む。）に行うものとする。</u> <u>2 企業会計の基準の適用に当たっては、次の点に留意するものとする。</u> <u>(1) 企業会計の基準の指定については、適用時期も含めて行われるものであることから、個々の企業会計の基準の適用時期については、特段の定めのない限り、個々の企業会計の基準の規定に従うものとする。</u> <u>(2) 新たに指定された企業会計の基準が適用（早期適用を除く。）されるまでは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第70号）」別表に掲げる企業会計の基準から削除されたものであっても、当該新たに指定された企業会計の基準に相当する従前の企業会計の基準については、引き続き適用することができるものとする。</u>	<u>1－3 規則第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合は、次に掲げる手続によるものとする。</u> (1) 当該企業会計の基準を定めるに当たっては、内容が明確なものとして企業会計の基準案が予め広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、一般に公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成及び公表が行われたものかどうかを確認するものとする。 (2) 当該企業会計の基準を定める場合は、当該企業会計の基準の公表が行われた日の翌日から180日以内（金融庁長官が当該手続を行うために必要と認めて延長する場合は、当該延長する期間を含む。）に行うものとする。
8の2の3 規則第8条の2の3に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。 [1・2 略] 3 2の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。 [(1)～(5) 略] (6) 2の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。 ① リースに係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。 ② [略] [(7)・(8) 略]	8の2の3 [同左] [1・2 同左] 3 2の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。 [(1)～(5) 同左] (6) 2の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。 ① ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。 ② [同左] [(7)・(8) 同左]

8の6 規則第8条の6に規定する注記は、「リースに関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1 リースに関する注記は、財務諸表提出会社が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することを目的としたうえで、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。

2 1の開示目的を達成するために必要な情報は、リースの種類等により異なるものであるため、注記する情報は、規則第8条の6に掲げる注記事項に限らず、同条に掲げる注記事項以外であっても、1の開示目的を達成するために必要な情報は、リース特有の取引に関する情報として注記するものとする。なお、財務諸表提出会社が注記する情報は、例えば次に掲げるものをいう。

(1) 財務諸表提出会社が借手である場合には、次に掲げる事項

① 借手のリース活動の性質

② 借手が潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの（例えば、借手の変動リース料、延長オプション及び解約オプション、残価保証、契約しているがまだ開始していないリース）

③ 借手がリースにより課されている制限又は特約

④ 借手がセール・アンド・リースバック取引を行う理由及び取引の一般性

(2) 財務諸表提出会社が貸手である場合には、次に掲げる事項

① 貸手のリース活動の性質

② 貸手による原資産に関連したリスクの管理戦略や当該リスクを低減している手段（例えば、買戻契約、残価保証、所定の限度を超える使用に対して変動するリース料）

3 リース債権、リース投資資産及びリース負債等の用語は、「リースに関する会計基準」に定めるリース債権、リース投資資産及びリース負債等の用語をいうものとする。

8の6-1-1 規則第8条の6第1項第1号イ(2)に規定する指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理とは、借手が、指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料について、合理的な根拠をもって当該指数又はレートの将来の変動を見積ることができる場合に、リース料が参照する当該指数又はレートの将来の変動を見積り、当該見積られた指数又はレートに基づきリース料及びリース負債を算定することを、リースごとにリース開始日に選択することをいう。

8の6-1-2 規則第8条の6第1項第2号ロ(1)及び(2)に規定するリース債

8の6 規則第8条の6に規定する注記とは、「リース取引に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、リース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語は、「リース取引に関する会計基準」に定めるリース資産、リース債権、リース投資資産及びリース債務等の用語をいうものとする。

8の6-1-1 規則第8条の6第1項第1号イに規定するリース資産の内容には、主な資産の種類等を記載するものとする。

8の6-1-2 規則第8条の6第1項第2号に規定するリース料債権部分の金

権及びリース投資資産の残高の変動とは、例えば次に掲げるものをいう。なお、当事業年度におけるリース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動を注記するにあたり、必ずしも定量的情報を含める必要はない。 1 <u>企業結合による変動</u> 2 <u>リース投資資産における見積残存価額の変動</u> 3 <u>リース投資資産における貸手のリース期間の終了による見積残存価額の減少（見積残存価額の貯蔵品又は固定資産等への振替）</u> 4 <u>残価保証額の変動</u> 5 <u>中途解約による減少</u> 6 <u>新規契約による増加</u> [削る。] 31－6 いわゆる敷金等のうち当該契約解除の際に返還されるもの及び差入保証金（代用有価証券を含む。）で一般の取引慣行において短期間に返却されないものは、<u>規則第 31 条第 7 号</u>の長期資産に属するものとする。 84 規則第 84 条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用とは、会社の販売及び一般管理業務に関して発生した費用例えば販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、見本費、保管費、納入試験費、販売及び一般管理業務に従事する役員、従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費並びに販売及び一般管理部門関係の交際費、旅費、交通費、通信費、光熱費及び消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、<u>保険料</u>及びのれんの償却額をいう。 93 規則第 93 条に規定する営業外費用に属する費用とは、<u>支払利息、リース負債に係る利息費用、社債利息その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。</u>ただし、規則第 95 条の 3 に規定する特別損失に属する損失とすることが適当であると認められるものを除く。 139 規則第 139 条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。 1 注記の対象となる有価証券には、規則第 15 条第 4 号、第 31 条第 1 号及び第 32 条の 2 に規定する有価証券のほか、<u>第 31 条第 7 号</u>に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。 [2～4 略] 211 規則第 211 条に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。 1 当中間会計期間に係る<u>第二種中間財務諸表</u>において記載されたすべての数値について、原則として、前事業年度及び前中間会計期間に係る数値を含め	額及び見積残存価額部分の金額については、利息相当額を控除する前の金額を記載するものとする。 8 の 6－2 規則第 8 条の 6 第 2 項に規定する解約不能のリース取引に係る未経過リース料の金額には、リース契約に基づくリース期間の一部分の期間についてリース契約を解除することができないリース取引における当該リース期間の一部分の期間に係る未経過リース料の金額を含めて記載することに留意する。 31－6 いわゆる敷金等のうち当該契約解除の際に返還されるもの及び差入保証金（代用有価証券を含む。）で一般の取引慣行において短期間に返却されないものは、<u>規則第 31 条第 6 号</u>の長期資産に属するものとする。 84 規則第 84 条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用とは、会社の販売及び一般管理業務に関して発生した費用例えば販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、見本費、保管費、納入試験費、販売及び一般管理業務に従事する役員、従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費並びに販売及び一般管理部門関係の交際費、旅費、交通費、通信費、光熱費及び消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、<u>保険料、不動産賃借料</u>及びのれんの償却額をいう。 93 規則第 93 条に規定する営業外費用に属する費用とは、<u>支払利息、社債利息その他の金融上の費用、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、有価証券売却損、有価証券評価損、原材料評価損等をいう。</u>ただし、規則第 95 条の 3 に規定する特別損失に属する損失とすることが適当であると認められるものを除く。 139 [同左] 1 注記の対象となる有価証券には、規則第 15 条第 4 号、第 31 条第 1 号及び第 32 条の 2 に規定する有価証券のほか、<u>第 31 条第 4 号</u>に属する保証差入有価証券等が含まれるものとする。 [2～4 同左] 211 [同左] 1 当中間会計期間に係る<u>中間財務諸表</u>において記載されたすべての数値について、原則として、前事業年度及び前中間会計期間に係る数値を含めなけれ
--	---

なければならない。

- 2 当中間会計期間に係る第二種中間財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前事業年度及び前中間会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。

220 8の6から8の6－1－2までの取扱いは、規則第220条に規定するリースに関する注記について準用する。この場合において、8の6中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間財務諸表提出会社」と、「財務諸表」とあるのは「第二種中間財務諸表」と、8の6－1－2中「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と読み替えるものとする。

(別記事業関係)

規則第2条及び第10条に規定する別記事業を営む株式会社及び指定法人に係る取扱いに関しては、次の点に留意する。

1 [略]

- 2 規則別記3に掲げる銀行・信託業を営む株式会社が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）、長期信用銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第13号）、信託業法施行規則（平成16年内閣府令第107号）、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成20年財務省令第60号）及び株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成24年財務省令第15号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

[(1)～(3) 略]

- (4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

〔①～⑩ 略〕

- ⑪ 規則第8条の6に規定するリースに関する注記

〔⑫～④③ 略〕

[3・4 略]

- 5 規則別記6に掲げる保険業を営む株式会社又は指定法人（保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）の適用を受ける株式会社又は指定法人に限る。）が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第2条ただし書及び第10条ただし書の規定により、保険業法施行規則の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によるものとする。

[(1)～(4) 略]

- (5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、③③、③④、③⑨及び④④の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

〔①～⑩ 略〕

- ⑪ 規則第8条の6に規定するリースに関する注記

〔⑫～④③ 略〕

ばならない。

- 2 当中間会計期間に係る中間財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前事業年度及び前中間会計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。

220 8の6から8の6－2までの取扱いは、規則第220条に規定するリース取引に関する注記について準用する。

(別記事業関係)

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) [同左]

〔①～⑩ 同左〕

- ⑪ 規則第8条の6に規定するリース取引に関する注記

〔⑫～④③ 同左〕

[3・4 同左]

5 [同左]

[(1)～(4) 同左]

(5) [同左]

〔①～⑩ 同左〕

- ⑪ 規則第8条の6に規定するリース取引に関する注記

〔⑫～④③ 同左〕

[5の2～11 略]

- 12 規則別記 14 に掲げる中小企業等金融業を営む株式会社又は指定法人及び規則別記 15 に掲げる農林水産金融業を営む指定法人が提出する財務諸表の記載事項のうち、次に掲げる事項の用語、様式及び作成方法については、規則第 2 条ただし書及び第 10 条ただし書の規定により、農林中央金庫法施行規則（平成 13 年内閣府・農林水産省令第 16 号）、協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成 5 年大蔵省令第 10 号）、信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）、労働金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省・労働省令第 1 号）、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成 20 年内閣府・財務省・経済産業省令第 1 号）又は株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令（平成 20 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 3 号）の定めによらず、規則に定める別記以外の事業に適用される記載方法によることとする。

[(1)～(3) 略]

- (4) 規則第 10 条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑬、⑬、⑭及び⑮から⑰までの事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないものとする。

[(1)～⑩ 略]

- ⑪ 規則第 8 条の 6 に規定するリースに関する注記

[(12)～⑬ 略]

[13～16 略]

[5の2～11 同左]

- 12 [同左]

[(1)～(3) 同左]

- (4) [同左]

[(1)～⑩ 同左]

- ⑪ 規則第 8 条の 6 に規定するリース取引に関する注記

[(12)～⑬ 同左]

[13～16 同左]

自動車道事業損益計算書に関する様式
【損益計算書】

(単位：円)		
	前事業年度	当事業年度
	(自 年 月 日	(自 年 月 日
	至 年 月 日)	至 年 月 日)
〔略〕		
支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××
社債発行費償却	×××	×××
〔略〕		
〔略〕		
特別利益		
〔略〕		
特別損失		
〔略〕		
〔略〕		
法人税、住民税及び事業税等	×××	×××
〔略〕		

備考 表中の〔 〕の記載は任意である。

自動車道事業損益計算書に関する様式
【損益計算書】

(単位：円)		
	前事業年度	当事業年度
	(自 年 月 日	(自 年 月 日
	至 年 月 日)	至 年 月 日)
〔同左〕		
〔同左〕		
〔同左〕		
売上割引	×××	×××
〔同左〕		
〔同左〕		
特別利益		
前期損益修正益	×××	×××
〔同左〕		
特別損失		
前期損益修正損	×××	×××
〔同左〕		
〔同左〕		
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
〔同左〕		